附則

(施行期日)

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条。この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に

- 正規定並びに附則第二十条第一項の規定
 イ 第六条中消費税法第八条の改正規定及び同法第二十七条第二項の改 次に掲げる規定 令和五年五月一日
- 第六十八号)第百八十四条第七号の改正規定(「第八十七条の六第十 する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律 る部分(「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和 条の六の改正規定、 五項」を「第八十七条の六第十六項」に改める部分に限る。) から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。)に限る。)及 和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日 る部分に限る。 日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改め 五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。 令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限 項」を削り、 同法第九十条の十四(見出しを含む。 同条第二項に係る部分(「令和三年五月一日から令和五年四月三十 第十条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、 の規定)及び同条第四項に係る部分(「若しくは第二項」を削り、 第五十七条、 「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を 同法第九十条の十二の改正規定(同条第一項に係 同条第三項に係る部分(「又は第九十条の十四第 第七十条及び第七十七条(刑法等の一部を改正)の改正規定並びに附則第五 同法第八十七 に限る
- 次に掲げる規定 令和五年十月一日
- 第五十七条の四の改正規定並びに附則第二十条第二項の規定不一第六条中消費税法第五十七条の二第十項第一号の改正規定及び同法
- 「調書及び報告書」を「報告書及び調書」に改める部分に限る。)、」を「第八条の四第九項、第九条の四の二第二項」に改める部分及び同法第四十二条の二の二第一項の改正規定(「第九条の四の二第二項」第十条中租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の改正規定、

定並びに附則第三十三条及び第四十七条の規定、」を加える部分に限る。)及び同法第六十六条の二第一項の改正規える部分及び「並びに」の下に「第八条の四第十項から第十四項まで同条第四項の改正規定(「は、」の下に「第八条の四第九項、」を加

一 次に掲げる規定 令和六年一月一日

- 除く。)の規定

 「第四条の規定(同条中相続税法第三十五条第五項ただし書の改正規定(同条等三項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める部条第三項中「第六十六条第七項」を「第六十六条第八項」に改める部で、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十六条の改正規定(同定、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十六条の改正規定(同定、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十六条の改正規定(同定、同法第三十七条を削る改正規定、同法第三十五条第五項ただし書の改正規定(同定、同法第三十五条第五項ただし書の改正規定(同定、同法第三十五条第五項ただし書の改正規定(同条中相続税法第三十五条第五項ただし書の改正規定(同条中相続税法第三十五条第五項ただし書の改正規定)の規定
- 三項の規定
 三項の規定
 で同法第七十条第四項の改正規定並びに附則第二十三条第二項及び第び同法第七十条第四項の改正規定並びに附則第二十三条第二項及び第改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十五条の
- で及び第七十一条から第七十四条までの規定の規定が一条の規定並びに附則第二十四条、第六十六条から第六十九条ま
- 第一号ロに掲げる改正規定を除く。)並びに同法第九十条の十二の二 第三項第二号の改正規定、 項及び第三項の改正規定(「第三十五条第八項」を「第三十五条第九 の改正規定、同法第四十条の七の改正規定、同法第四十二条の三第一 十九条第四項ただし書の改正規定、 正規定、 第十条中租税特別措置法第三十五条の改正規定、同法第四十条の四 項及び第四項から第七項まで並びに第五十九条の規定 改正規定並びに附則第三十二条第三項、 十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロの改 同法第七十条の三の次に二条を加える改正規定、 」に改める部分に限る。 同法第七十条の七の十四第四項第二号の改正規定、 同法第七十条の六の八第二項第三号ロ、第 同法第六十九条の五第一項の改正規定 同法第九十条の十二の改正規定 第三十五条、 同法第七十条の四 第五十一条第 同法第八
- 条の改正規定条の改正規定を対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九
- 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税

法の特例等に関する法律第十三条の改正規定

-)及び附則第六十条第二項の規定外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定を除く。外当の規定(同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国
- 四 次に掲げる規定 令和六年四月一日
- 並びに附則第十一条、 改正規定、 の改正規定及び同法別表第一に次のように加える改正規定を除く。) 改正規定、 四条の十第六項第四号の改正規定、 款名の改正規定、 同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の二第十一項第一号の 第二条の規定(同条中法人税法の目次の改正 同法第六十一条の六の改正規定、 同法第十四条第一項第四号の改正規定、 「公共法人等」に改める部分に限る。 同法第百二十二条第二項の改正規定、同法第百二十八条の 同法第百四十六条第二項の表の改正規定、 同法第六十四条の四第一項の改正規定、 第十四条及び第十六条の規定 同法第七十一条第一項の改正規定 同法第二編第一章第一 同法第六十一条の改正規定 同法第十三条の改正規定 規定(「公益法人等」 同法第百五十条 節第十款の 同法第六十
- く。)及び附則第十七条の規定第三条の規定(同条中地方法人税法第十九条第二項の改正規定を除
- の改正規定の改正規定及び同法第三十四条の改正規定及び同法第三十四条
- 月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、 を加える部分に限る。 定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。 号」に改める部分を除く。) の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」 三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、 に改める部分を除く。 第四号」に改める部分を除く。 同法第六十五条の七第一項の改正規定(「は、 第十条中租税特別措置法第三十七条第一項の改正規定(「ときは」 を加える部分に限る。 (政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規 政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項 同条第三項の改正規定(「令和五年十二月 同条第四項の改正規定(「令和五年十一 同法第三十七条の四第二号の改正規定 同条第九項の改正規定(「第五号」を 同法第六十五条の八第七項の改 「第四号」を「第三号 当該買換資産」の下 「第四号」を「第三

四十二条の十二の七第十一項」 の七第十項」を「第四十二条の十二の七第十一項」に改める部分を除 法第六十五条の九第二号の改正規定、 項の改正規定(「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。)、 三の改正規定(同条第八項中「第四十二条の十二の七第十項」を「第 正規定(「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。 八条の四の改正規定並びに附則第三十二条第七項 同法第六十六条の七の改正規定(同条第九項中「第四十二条の十二 第四十八条及び第五十六条第一項から第五項までの規定 同法第六十六条の九の二の改正規定、 に改める部分を除く。 同法第六十六条の六の改正規定 同法第六十六条の九の)及び同法第六 第四十六条第三 同条第八

小 第十一条の規定

- 第三項の改正規定
 「第十二条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条
- 非課税等に関する法律第三十二条の改正規定「第十三条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の「
- 法の特例等に関する法律第七条の改正規定チー第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税
- 次に掲げる規定 令和七年一月一日
- 十四項第十七号の改正規定並びに附則第三十六条の規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十一条の二十一第一条の十九第一項の改正規定、同条を同法第四十一条の十八の四とし、同法第四十一条の十八の二第二項の改正規定、同法第四十四、第十条中租税特別措置法第四条の二第一項及び第四条の三第一項の
- 次に掲げる規定 令和八年一月一日
- イ 第一条中所得税法第百五十一条の改正規定、同法第二百二十九条の

- 条の規定 改正規定及び同法第二百三十条の改正規定並びに附則第五条及び第十
- を除く。)並びに附則第十五条の規定「項の表の改正規定(同表第百二十二条第二項第四号の項に係る部分「第二条中法人税法第百二十八条の改正規定及び同法第百四十六条第
- 次に掲げる規定 令和九年一月一日
- 定 第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規口 第十条中租税特別措置法第四十一条の九の次に一条を加える改正規イ 第一条中所得税法第二百二十六条の改正規定及び附則第八条の規定
- ハ 附則第十九条第三項、第十項及び第十五項の規定
- 一号)の施行の日一号)の施行の日次に掲げる規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため
- び同法第二百二十四条の四の改正規定並びに附則第七条の規定十八条の二第一項の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定及一第一条中所得税法第二十四条第二項ただし書の改正規定、同法第四
- 第二条中法人税法第六十一条第一項の改正規定
- 三号の改正規定、同法第四十一条の十五の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定
- 九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 次に掲げる規定 土地改良法の一部を改正する法律(令和四年法律第
- 十二条第二項第四号の項の改正規定及び同法第百五十条の改正規定第百二十二条第二項の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第七十一条第一項の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の四第一項の改正規定、同法第六十四条の第十三条の改正規定、同法第十四条の政正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十四条の政正規定、同法第十四条の政正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第十四条の改正規定(「公益法人等」を「公共法人第」に改める部分に限る。)、同法第十三条の改正規定(「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。)、同法第十三条の改正規定(「公益法人等」を「公共法人等」に改める部分に限る。)、同法第十三条の改正規定(「公益法人等」を「公共法人等」に対している。
- ロ 第十条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第四十二条

号ロの改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第五号の改正規定 の改正規定、 法第六十二条第一項の改正規定、 の四第十九項第四号の改正規定、 同法第四十二条の十二の五第三項第一号の改正規定、 同法第六十六条の五の二第二項第三 同法第四十二条の十二第六項第一号

令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(第六条中消費税法別表第二第七号ロの改正規定 障害者の日常生活

規定、 項の規定 同条第六項の改正規定並びに附則第二十九条第一項及び第四十二条第一 三月三十一日」に改める部分を除く。 を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第五 十九条の二第一項の改正規定(「令和二年三月三十一日」を「令和七年 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日,規定 海上運送法等の一部を改正する法律 同項第三号を同項第四号とし、 第十条中租税特別措置法第十一条第一項第一号及び第二号の改正規 同法第四十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号 同項第二号の次に一号を加える改正 同条第四項の改正規定並びに (令和五年法律第

四の三第一項の改正規定並びに附則第四十三条及び第六十四条(所得税 法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第百十九条の改 及び原子炉の規制に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第百六十 立を図るための電気事業法等の 正規定、 六号)」を加える部分に限る。)、同条を同法第五十七条の四とする改 規定に限る。 七条の四の二第一項の改正規定(「おいて、 号)の施行の日 第十条中租税特別措置法第五十七条の四を削る改正規定、同法第五 同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第九十条の)の規定 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確 部を改正する法律 核原料物質、 (令和五年法律第 核燃料物質

(給与所得者の特定支出の控除の特例に関する経過措置)

については、 第五十七条の二第二項 令和五年分以後の所得税につい 第一条の規定による改正後の所得税法(以下 なお従前の例による。 (第四号及び第五号に係る部分に限る。 て適用し 令和四年分以前の所得税 「新所得税法」 という の規

(特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例等に関する経過措置)

の二第一項に規定する特定非常災害について適用する。 施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生する新所得税法第七十条第三条 新所得税法第七十条の二及び第七十一条の二の規定は、この法律の

に関する経過措置)(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等

| 用する。 | の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適第四条 新所得税法第百三十七条の二(第十一項第二号及び第三号に係る部

(青色申告の取りやめ等に関する経過措置)

青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。 出をやめようとする場合について適用し、令和七年分以前の所得税につき場合を含む。)の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提 新所得税法第百五十一条(所得税法第百六十六条において準用する

、給与所得者の扶養控除等申告書等に関する経過措置)

書については、 税法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告 第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び旧所得 た第一条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。) 申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について提出し 税法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新 する給与等をいう。 《得税法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等 日 以後に支払を受けるべき給与等 新所得税法第百九十四条及び第百九十五条の規定は、 なお従前の例による。 以下この条において同じ。 (所得税法第百八十三条第一)について提出する新所得 令和七年一月 項に規定

(株式等の譲渡の対価の受領者等の告知等に関する経過措置)

益権の譲渡については、なお従前の例による。定する株式等の譲渡又は旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受定する株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた同項に規定する情託受益権の譲渡について適用し、同日前に行われた同項に規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる所得税法第二百二十四条の四定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる所得税法第二百二十四条の四の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に行われる所得税法第二百二十四条の四の規定は、

(源泉徴収票に関する経過措置)

百二十六条第三項の公的年金等の源泉徴収票について適用する。に提出すべき所得税法第二百二十六条第一項の給与等又は新所得税法第二第八条 新所得税法第二百二十六条第六項の規定は、令和九年一月一日以後

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

お従前の例による。
き旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等については、なき旧所得税法第二百二十八条の四第一項に規定する調書等について適用し、施行目前に提出すべずべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行目以後に提出れた。新所得税法第二百二十八条の四第二項の規定は、施行日以後に提出

(開業等の届出等に関する経過措置)

、法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(附則第第十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(附則第

(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益に関する経過措置)

- 第十二条 第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」とい第十二条 第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」といる場合を除き、なお従前の例による。
- 2 資産 することができる。 暗号資産に該当するものとみなして、 限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものに該当すると 者から取得したものを除く。 において同じ。 下この条において「特定自己発行暗号資産」という。)に該当しない暗号 ては、新法人税法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産(以 次項において同じ。 法人が改正事業年度(施行日の属する事業年度をいう。以下この項及び 一条第一項に規定する暗号資産(施行日に開始する改正事業年度にあっ 種類の暗号資産(他の者から取得したものを除く。)は特定自己発行 (法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。 当該改正事業年度以前の各事業年度については、当該暗号資産と同) に限る。)終了の時において当該法人が発行した法人税法第六)を有する場合において、 の全てがその時において譲渡についての制 新法人税法第六十一条の規定を適用 当該暗号資産 以下この条 (他の
- ちその行った日以後に終了する経過事業年度終了の時において決済されてものを除く。以下この条において「新暗号資産信用取引」という。)のう法」という。)第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引に該当する度」という。)において行った新法人税法第六十一条第八項に規定する暗度」という。)において行った新法人税法第六十一条第八項に規定する暗度」という。)において行った新法人税法第六十一条第八項に規定する暗

条の四第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には 年度終了の時において決済されていないものの全てについて、 いるときは 業年度の確定した決算(法人税法第七十二条第一項又は第百四十四条の四 いないものがある場合において、 できる。 号に規定する期間)について同法第七十二条第一項各号又は第百四十四 その期間に係る決算。 一条第八項に規定するみなし決済損益額を収益又は損失として経理して 項に規定する期間(通算子法人にあっては、 当該経過事業年度については 第六項において同じ。 新暗号資産信用取引のうち当該経過事業 同項の規定を適用することが 同法第七十二条第五項第 において新法人税法第六 当該経過事

- 現定を適用することができる。 | 規定を適用することができる。 | 現の全でについて同項に規定するみなし決済損益額に相当する金額を収益の額又は損失の額としているときは、当該適格分割等により移転した契約に係る新暗号資産信用取らいて、当該適格分割等により移転した契約に係る新暗号資産信用取りのうちその行った新暗号資産信用取引のうちその行ったが経過事業年度において行った新暗号資産信用取引のうちその行っ
- 十項の規定を適用することができる。

 一項の規定を適用することができる。

 一項の規定を適用することができる。
- し必要な事項は、政令で定める。 人税法第六十一条の規定の適用その他同項から前項までの規定の適用に関
 に該当するものとみなされた暗号資産の移転が行われた場合における新法
 の適格合併又は適格分割により第二項の規定により特定自己発行暗号資産

法人税の確定申告に関する経過措置)

の規定は、施行日以後に残余財産が確定する内国法人の当該残余財産の確第十三条 新法人税法第七十四条第二項及び第七十五条の二第十一項第一号

法人税については、 税について適用し、 の条において「経過事業年度」という。 する同条第一項に規定する提出期限が施行日以後に到来するもの(以下こ 定の日 条第一 (余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧法人税法第七十 確 定の日の属する事業年度 の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該 項の規定による申告書の同条第二項の規定により読み替えて適用 なお従前の例による。 施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残余財 (経過事業年度を除く。)を含む。)の所得に対する法人 の所得に対する

国際最低課税額の計算に関する経過措置)

第十四条 限る。)において次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該対象会 項において同じ。 対象会計年度に係る令和六年新法人税法第八十二条の二第二項第一号から 号に規定する所在地国をいう。 計年度の当該構成会社等の所在地国(令和六年新法人税法第八十二条第七 の間に開始する対象会計年度(令和十年六月三十日までに終了するものに 政令で定めるものをいう。 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等 て同じ。 法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表をいう。 する特定多国籍企業グループ等をいう。 特定多国籍企業グループ等(令和六年新法人税法第八十二条第四号に規定 構成会社等をいう。以下この条において同じ。)である内国法人が属する |年新法人税法第八十二条第十八号に規定する無国籍構成会社等その他の |域の租税に関する法令を執行する当局に提供された場合において、 項若しくは第二項に規定する所轄税務署長又は我が国以外の国若しくは)又はこれに相当する事項につき租税特別措置法第六十六条の四の四第 項 象会計年度に係る国別報告事項 一号までに定める金額は、 に規定する国別報告事項をいい)を基礎として作成されたものに限る。 構成会社等(令和六年新法人税法第八十二条第十三号に規定する)が令和六年四月一日から令和八年十二月三十一日まで 以下この項において同じ。 零とする。 以下この条において同じ。 (租税特別措置法第六十六条の四の四第 連結等財務諸表 以下この条において同じ。 (対象外構成会社等 以下この項において同じ (令和六年新法人税 を除く。 以下この条におい における当該 以下この (令 和 の各

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

| イ|| 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項とし

に換算した金額に満たないこと。

に換算した金額に満たないこと。

に換算した金額に満たないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれの情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれの情報が含まれないことにより当該収入金額にその収入金額が含まれて換算した金額に表して財務省令で定めるものがある場合には、当該構成会社等のうちに、国別報告事項にその換算した金額に満たないこと。

- 国 当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として提供された当該構成会社等の所在地国に係る税引前当期利益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本は、当該税引前当期利益の額の計算において、令和六年新法人税法第八十二条第二十六号に規定する個別計算所得等の金額の計算に含まれないないものとして計算した金額。次号ロにおいて「調整後税引前当期利益の額(基の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。)が百万ユーロを財務省令で定めるところにより本益の額」という。
- の額 て提供された当該構成会社等の所在地国に係る調整後税引前当期利益 一当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項とし
- 六年新法人税法第八十二条の二第三項の規定を適用しないで計算した場前号口に掲げる金額が当該対象会計年度の当該構成会社等に係る令和

下であること。下であること。「下であること。」に係るものに限る。」以ある構成会社等(対象外構成会社等を除く。)に係るものに限る。)以四の四第一項の事業が行われる国又は地域と前号ロの所在地国が同一で四の四第一項の事業が行われる国又は地域と前号ロの所在地国が同一で和の同条第二項第一号イ⑵に掲げる金額(当該対象会計年度に係る国別

2

と(同条第三項の規定の適用がある場合に限る。)。 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。 と(同条第三項の規定の適用がある場合に限る。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当る。 前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む 籍企業グループ等に該当した場合における当該対象会計年度に限る。) る国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われ が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されて ていること。 いる場合には、 おいても、 項の特定多国籍企業グループ等が当該対象会計年度において特定多国 いずれの対象会計年度(令和六年四月一日 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の の適用を受けて令和六年新法人税法第八十二条の二第一項に規定す 同項の構成会社等の所在地国につき同項の規定(同項の規 その施行の日) 以後に開始する対象会計年度であって (同項の規定に相当する我 日前に開始し

該共同支配会社等の所在地国における当該対象会計年度に係る令和六年新同支配会社等(令和十年六月三十日までに終了するものに限る。)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度の当等その他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ等その他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ等その他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ等との他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ等との他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ等との他の政令で定めるものをいう。)を除く。以下この項において同じ。)(対象外共同支配会社等(配会社等をいう。以下この条において同じ。)(対象外共同支配会社等(配会社等をいう。)を除く。以下この項において同じ。)(対象外共同支配会社等(の方式)が、令和六年新法人税法第八十二条第十五号に規定する共同支配会社等(の方式)において次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該対象会計年度に係る令和六年新に表社等をいる。

3

とする。とする。とすの二第四項第一号から第三号までに定める金額は、零法人税法第八十二条の二第四項第一号から第三号までに定める金額は、零

一次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- 一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度につまでの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年までの間に開始する対象会計年度については百分の十五とし、令和七年はある割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日に占める割合が百分の十七(令和六年四月一日から同年十二月三十一日本では、
- れている場合には、これらの金額を除く。)の合計額
 ており、又は不確実性がある金額として財務省令で定める金額が含ま、法第八十二条第二十九号に規定する対象租税以外の租税の額が含まれ。の他の財務省令で定める金額(当該金額のうちに、令和六年新法人税の額そ当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社
- 前号ロに掲げる金額が当該対象会計年度の当該共同支配会社等に係る等に係る他の共同支配会社等の調整後税引前当期利益の額当該対象会計年度に係る当該共同支配会社等及び当該共同支配会社

三

新項等に相当する事項の提供があること(令和六年新法人税法第百五十書項等に相当する事項の提供があること(令和六年新法人税法第百五十字報告事項等(令和六年新法人税法第八十二条の三第一項の内国法人について前項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この号において同じ。)の提供があること又は我が国以外の国若しくは地域の組税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報利税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報利の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。前項の規定は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始したいずれの対象会計年度(令和六年四月一日(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和の共同支配会社等につき同項の規定(同項の規定に相当する我が国以外の国又は地域の租税に関する法令の規定が同日前に施行されての共同支配会社等に対した場合における当該対象会計年度に限る。)の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和の共同支配会社等に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和、年新法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額又は外の国又は地域の租税に関する法令の規定を含む。)の適用を受けて令和、年期項の規定の適用を受けようとする対象会計年度開始の日前に開始し、

5 を計算する場合における同条第二項第一号イ(2)(i)及び第四項第一号イ(2)(i) の二第二項第一号イ及び第四項第一号イに掲げる当期国別国際最低課税額 度に係る当該特定多国籍企業グループ等の令和六年新法人税法第八十二条 年四月一日から令和十四年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年 象会計年度については 規定の適用については、 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人の令和六 「百分の九・六」と、 日から同年十二月三十 |法人の令和六年四月 当該内国法人の令和八年一月一日から同年十二月 一日から同年十二月三十一日までの間に開始する これらの規定中「百分の五」とあるのは、 一百分の九 日までの間 · 八 に開始する対象会計年度について ٢ 当該内国法人の令和七年一 当該

間に開始する対象会計年度については「百分の七・四」と、 百分の五・八」とする。 日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度については 計年度については「百分の六・六」と、 十年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度に 始する対象会計年度については 三十一日までの間に開始する対象会計年度については「百分の九・ |月三十||日までの間に開始する対象会計年度については「百分の八・| 令和十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開始する対象会 いては「百分の九」と、当該内国法人の令和十一年一月一日から同年十 当該内国法人の令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に開 当該内国法人の令和十二年一月一日から同年十二月三十一日までの 「百分の九・二」と、当該内国法人の令和 当該内国法人の令和十四年一月一 当該内国法人 四 と

- のは「百分の六・二」と、 百分の八・二」とあるのは「百分の六・六」と、 分の九・四」とあるのは「百分の七・四」と、 分の七・八」と、 て準用する。 条の二第二項第一号イ(2) 前及び第四項第一号イ(2) 前の規定の適用につい 前項の規定は、同項に規定する場合における令和六年新法人税法第八十 「百分の七・二」と、 「百分の五・八」とあるのは「百分の五・四」と読み替えるものとす この場合において、 「百分の九・六」とあるのは 「百分の九」」とあるのは「百分の七」」と、 「百分の六・六」とあるのは「百分の五・八」 前項中「百分の九・八」とあるのは 「百分の九・二」とあるの 「百分の七・六」と、 「百分の七・四」とある
- 規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 ・ 第一項に規定する特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等が各種投資会社等である場合の以下この項において同じ。)である場合又は第三項に規定を計算をいう。以下この項において同じ。)である場合又は第三項に規定を計算を対象。

青色申告の取りやめに関する経過措置)

和八年一月一日以後に開始する事業年度の法人税法第百二十一条第一項各て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、法人の令第十五条 新法人税法第百二十八条 (新法人税法第百四十六条第一項におい

の提出については、なお従前の例による。 合における新法人税法第百二十八条の同日前に開始した事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書に は人税法第百二十八条の同日前に開始した事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書に は大税法第百二十八条の届出書の提出について適用し、法人

(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供に関する経過措置)

グループ等報告事項等について適用する。以後に開始する対象会計年度に係る同条第一項に規定する特定多国籍企業第十六条。令和六年新法人税法第百五十条の三の規定は、令和六年四月一日

項(国際最低課税額の計算に関する経過措置)」とする。を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第十四条第一項又は第三同項第二号中「特例)」とあるのは、「特例)の規定、所得税法等の一部同項第二号中「特例)」とあるのは、「特例)の規定の適用については、ける令和六年新法人税法第百五十条の三第一項の規定の適用については、

、地方法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十七条 第三条の規定(附則第一条第四号口に掲げる改正規定に限る。)

第十七条 第三条の規定(附則第一条第四号口に掲げる改正規定に限る。)

(地方法人税の確定申告に関する経過措置)

第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する提出期限が定による改正前の地方法人税法第十九条第一項の規定による申告書の同条の属する課税事業年度(施行日前に残余財産が確定した内国法人の当該残第十八条 第三条の規定による改正後の地方法人税法第十九条第二項の規定

課税事業年度を除く。)の地方法人税については、なお従前の例による。確定した内国法人の当該残余財産の確定の日の属する課税事業年度(経過いう。)を含む。)の地方法人税について適用し、施行日前に残余財産が施行日以後に到来するもの(以下この条において「経過課税事業年度」と

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

- 産に係る相続税については、なお従前の例による。 得する財産に係る相続税について適用し、同日前に贈与により取得した財 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取 等十九条 第四条の規定による改正後の相続税法(以下「新相続税法」とい
- 2 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈るのは、「三年」とする。このは、「三年」とあり財産を取得する者については、前項の規定にかかわらず、新相続税法第の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。)により財産を取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定とがより取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定を適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。)により対象があるのは、「三年」とする。
- 年一月一日から当該相続の開始の日までの間」とする。については、同項中「当該相続の開始前七年以内」とあるのは、「令和六贈により財産を取得する者に係る新相続税法第十九条第一項の規定の適用り、令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に相続又は遺り、
- 与により取得する財産に係る贈与税について適用する。 新相続税法第二十一条の十一の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈
- の例による。
 し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用を持続税法第二十一条の十二第一項及び第二十一条の十三の規定は、令
- が提出する贈与税の申告書については、なお従前の例による。る贈与税の申告書について適用し、同日前に贈与により財産を取得した者の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により財産を取得する者が提出する新相続税法第二十八条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)

- **7** 新相続税法第三十六条の規定は、施行日以後に相続税法第二十七条の規
- お従前の例による。

 お従前の例による。

 し、同日前に相続又は遺贈により財産を取得した者がする第四条の規定により財産を取得する者がする同条の規定による開示の請求について適用により財産を取得する者がする同条の規定による開示の請求について適用が相続税法第四十九条の規定は、令和六年一月一日以後に相続又は遺贈
- 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈図 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈
- で財産(第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を除く。)」と続の開始の日までの間に当該他の共同相続人等が当該被相続人から取得し規定する加算対象贈与財産」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相規定する加算対象贈与財産」とあるのは、「令和六年一月一日から当該相規により財産を取得する者に係る新相続税法第四十九条第一項(第一号に贈により財産を取得する者に係る新相続税法第四十九条第一項(第一号に対る。
- 税」とする。

 一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税」とあるのは、「贈与一条の十一の二第一項の規定による控除後の贈与税」とあるのは、「贈与の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る新相続税法第四十九条第一項の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る新相続税法第四十九条第一項
- の例による。
 じ。)について適用し、施行日前に提出すべき調書については、なお従前相続税法第五十九条第五項に規定する調書をいう。以下この項において同相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提出すべき調書(
- る財産に係る相続税について適用し、同日前に特定一般社団法人等が贈与一般社団法人等をいう。以下この条において同じ。)が贈与により取得す定一般社団法人等(相続税法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定 新相続税法第六十六条の二第五項の規定は、令和六年一月一日以後に特

により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

- の場合において、同項中「七年」とあるのは、「三年」とする。 定にかかわらず、新相続税法第六十六条の二第五項の規定を適用する。こ 額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等については、前項の規 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に遺贈により金

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二十条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新第二十条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新額受けをいう。以下この項において同じ。)に係る譲渡又は譲受け(新消費税法第八条第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する物品の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る譲渡又は譲受け(新消費税法第八条第一項に規定する物品の譲渡をいう。)第八条第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一次に対して、
- の返還等について適用する。 譲渡等につき行う消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価法第五十七条の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する課税資産の内において消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者が行う新消費税2 新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、令和五年十月一日以後に国

(消費税法の一部改正に伴う調整規定)

中「別表第二第七号ロ」とあるのは、「別表第一第七号ロ」とする。日前である場合には、第六条のうち消費税法別表第二第七号ロの改正規定第二十一条 附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日が令和五年十月一

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第七条の規定による改正後の印紙税法別表第三の規定は、施行

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

- に申請された納税の猶予については、なお従前の例による。 (以下この項において「納税の猶予」という。) について適用し、同日前れる国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予2 新国税通則法第四十六条の二の規定は、令和六年一月一日以後に申請さ
- 3 る特定無申告加算税等とみなす。 下この項において「旧国税通則法」という。 告期限が到来した国税に係る第八条の規定による改正前の国税通則法(以 税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に法定申 限とみなされる期限を含む。 、条第二項の重加算税は、 (同条第七項の規定の適用があるものを除く。 日以後に法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期 新国税通則法第六十六条及び第六十八条第四項の規定は、)が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国 新国税通則法第六十六条第六項第二号に規定す 以下この項において「法定申告期限」という 第六十六条の無申告加算税 又は旧国税通則法第六十 令和六年一月

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

の項において「旧国税徴収法」という。)第百四十一条の規定による質問に対して当該調査に係る第九条の規定による改正前の国税徴収法(以下こくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前にその者条各号に掲げる者に対して行う同条の規定による質問、検査又は提示若し税徴収法」という。)第百四十一条の規定は、令和六年一月一日以後に同第二十四条第九条の規定による改正後の国税徴収法(次項において「新国

される同条に規定する物件について適用する。
新国税徴収法第百四十一条の二の規定は、令和六年一月一日以後に提出を(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。第百四十一条各号に掲げる者に対して行った同条の規定による質問又は検定いう。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧国税徴収法又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」

2

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

適用し、令和五年分以前の所得税については、なお従前の例による。別措置法」という。)第十条の規定は、令和六年分以後の所得税について第二十五条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特

| (中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除

は、なお従前の例による。
は、なお従前の例による。
「旧租税特別措置法」という。)第十条の三第一項に規定する中小事業者で施行日以後に取得又は製作をする内項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装第二十六条 新租税特別措置法第十条の三第一項の規定は、同項に規定する特定機械装

所得税額の特別控除に関する経過措置)(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は

は、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等について第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行目前に同項に規定する特定中小事業者が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する第二十七条 新租税特別措置法第十条の五の三第一項の規定は、同項に規定

する経過措置)(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関

第二十八条 新租税特別措置法第十条の五の六第十二項の規定は、令和五年

分以後の所得税について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

- 過特定船舶を含む。)については、なお従前の例による。
 又は製作をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定船舶(経同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下この項において「経第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶(第二十九条)新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が附則第一条
- 項に規定する特定事業継続力強化設備等については、 得又は製作若しくは建設(以下この項及び第四項において「取得等」とい 規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。 る新租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等について適 十二条第二項に規定する取得等をいう。 部分に限る。 新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、 新租税特別措置法第十二条)をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第四項に) の規定は、 個人が施行日以後に取得等(租税特別措置法第 (第四項の表の第二号から第四号までに係る 以下この項において同じ。 個人が施行日以後に取 なお従前の例による。) をす
- 記載されたものについては に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一 租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前 その変更後のもの(以下この項において「経過認定事業再編計画」という 条第二項に規定する認定事業再編計画 施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があったときにおける (平成二十九年法律第三十五号)第十八条第一項の認定に係る同法第十九 定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法 項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画につい 新租税特別措置法第十三条第一項の規定は、 を含む。)に記載されたものについて適用し、個人が取得等をした旧 項に規定する認定事業再編計画 なお従前の例による。 (経過認定事業再編計画を除く。) に (施行日前に受けた同法第十八条第 項の認定に係る同法第十九条 個人が取得等をする同項に

(個人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

は、なお従前の例による。

一位、なお従前の例による。

一位、おお従前の例による。

一項に規定する特定農業用機械等について

一位、のいて適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租

以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等

第三十条 新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が施行日

的利益の非課税等に関する経過措置)(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済)

第三十一条 新租税特別措置法第二十九条の二(第一項第一号に係る部分には、なお従前の例による。)の規定は、同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧相税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日前に行われた同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二(第一項第一号に係る部分には、なお従前の例による。

個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

- 項第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。第三十二条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二
- お従前の例による。た旧租税特別措置法第三十五条第三項に規定する対象譲渡については、な行う同条第三項に規定する対象譲渡について適用し、個人が同日前に行って新租税特別措置法第三十五条の規定は、個人が令和六年一月一日以後に
- 4 新租税特別措置法第三十五条の三第二項第二号の規定は、個人が令和五

- に規定する低未利用土地等の譲渡については、なお従前の例による。て適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十五条の三第一項年一月一日以後に行う同条第一項に規定する低未利用土地等の譲渡につい
- 号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一
- 6 渡をし、 改正 得をした場合におけるこれらの譲渡については、 産の取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をする場合 渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲 における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第 一十七条第一項の表の第二号、 譲渡をし、 第十条の規定(附則第一条第四号ニに掲げる改正規定を除く。 人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産 項の表の第一号、 後の租税特別措置法 第三十七条から第三十七条の四まで(令和五年新措置法第三十七条 かつ、 かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資 当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取 第三号及び第四号に係る部分に限る。 (以下この項において「令和五年新措置法」とい 第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲 なお従前の例による。 の規定は、) による
- 条の五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七条第四項の規定た同項の税務署長の承認と、施行日前において旧租税特別措置法第三十七を同項の税務署長の承認と、施行日前において旧租税特別措置法第三十七条の五第二項の規定に基づき受けた同項の税務する旧租税特別措置法第三十七条の五第二項において準用

に基づき同項の税務署長が認定した日は新租税特別措置法第三十七条の五 一項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日と、 項の規定を適用する。 それぞれみなして

経過措置 〈株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例に関する

第三十三条 株式交付については、 五年十月 一日以後に行われる株式交付につい 新租税特別措置法第三十七条の十三の四第一項の規定は、 なお従前の例による。 て適用し 同日前に行われた 令和

、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過

第三十四条 第三十七条の十四第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定 措置法第三十七条の十四第三十項に規定する所轄税務署長の承認とみなし 規定による承認を受けた場合には、当該承認を施行日に受けた新租税特別 営業所の長が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項の 五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして する提出をした者その他の政令で定める者を除く。)は令和六年一月一日 積投資勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する 年分の租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管 融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口座に同 恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金 において当該金融商品取引業者等と新租税特別措置法第三十七条の十四第 、居住者(同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に租税特別措置法 |勘定又は新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累 新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の十四の規定を適用する。 新租税特別措置法第三十七条の十四第二十七項の金融商品取引業者等の 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号の居住者又は

2

居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

同項の規定を適用する。

第三十五条 が規定は、 租税特別措置法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の令和 新租税特別措置法第四十条の四第五項 第十一項及び第十二項

象金額を計算する場合については、なお従前の例による。
る部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令金額を計算する場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の七第五項及び第十一項から第十三項までの現定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合については、法人部分課税対象金額を計算する場合については、法人部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第一項に規定する金融関係株主等である居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同項に規定する金融関係は、租税特別措置法第四十条の七第五項及び第十一項から第十三項までのなお従前の例による。

(特定の基準所得金額の課税の特例に関する経過措置)

の所得税について適用する。第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の規定は、令和七年分以後

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

等については、なお従前の例による。
に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行目前第三十七条
新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項の規定は、施行日

(第八条の四第九項、」とあるのは、「所轄の税務署長(」とする。十二条の二の二第三項の規定の適用については、同項中「所轄の税務署長2 施行日から令和五年九月三十日までの間における新租税特別措置法第四

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

四十六条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度(新租税置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第第三十八条 新租税特別措置法第四十二条の四の規定は、法人(租税特別措

人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。 通算親法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法 十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。 いて適用し、 年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税につ 条第五項において「通算親法人」という。 条第二項第十号の四に規定する通算親法人(以下この条及び附則第四十三 措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二 十二条の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度(以下この条におい 特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の租税特別措置法第四 、税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る 「適用対象事業年度」という。)を除く。 法人の施行日前に開始した事業年度(旧租税特別措置法第四 の施行日以後に開始する事業)分の法人税及び新租税特別 分の法

除に関する経過措置)(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控

機械装置等については、なお従前の例による。
定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する特定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定第三十九条
新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、同項に規定

人税額の特別控除に関する経過措置)(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法(

ついては、なお従前の例による。

一ついては、なお従前の例による。

一ついては、なお従前の例による。

に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等に

は第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に同項

法第四十二条の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日前に同項

は第四十条 新租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定は、同項に

する経過措置)(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の十二の七第九項の規定は、法人

(法人の減価償却に関する経過措置)

- (経過特定船舶を含む。)については、なお従前の例による。 得又は製作をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定船舶経過特定船舶」という。)を除く。)について適用し、法人が同日前に取経過特定船舶」という。)を除く。)について適用し、法人が同日前に取る第一年の項において「「同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下この項において「「大会のでは、法人が附別第一条のでは、法人が附別第一条の対象に対して、
- 3 新租税特別措置法第四十四条の二第一頁の規定は、法人が施行日以後これの効力を有する。この場合において、同項中「三年を経過する日」とあるのは、「三年を経過する日(災害その他やむを得ない事情により同日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完でにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となつた特定技術基準対象施設として財務省令で定める了することが困難となつた特定技術基準対象施設として財務省令で定める「自租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する法人の施行日以後に2 旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する法人の施行日以後に2 に対している。
- 第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例に第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例に10分。)をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等についていう。)をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について取得又は製作若しくは建設(以下この項及び第五項において「取得等」と10分。
- 第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。いて適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条をする新租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等につ第四十五条第二項に規定する取得等をいう。以下この項において同じ。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(租税特別措置法新租税特別措置法第四十五条(第三項の表の第二号から第四号までに係
- 第二項に規定する認定事業再編計画について施行日以後に同条第一項の規編計画(施行日前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援が組織特別措置法第四十六条第一項の規定は、法人が取得等をする同項

なお従前の例による。 において「経過認定事業再編計画を除く。)に記載されたものについては、 源に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援 項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援 でについて適用し、法人が取得等をした旧租税特別措置法第四十六条第一 のについて適用し、法人が取得等をした旧租税特別措置法第四十六条第一 なお従前の例による。

原子力発電施設解体準備金に関する経過措置)

第四十三条 金の金! 四第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律 備金の金額」と、同条第十一項、第十三項及び第十五項中「第五十七条の 発電施設解体準備金の金額」と、 電施設解体準備金の金額」とあるのは 特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金を」と、 の金額」と、 金額」とあるのは「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金 第四項並びに第五項第二号イ及び第四号中「原子力発電施設解体準備金の 子力発電施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)」と、 発電施設解体準備金」とあるのは「の原子力発電施設解体準備金 項の規定により指定されたものに限る。 原料物質 場合において、 施設解体準備金については、同条の規定は、 法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係る原子力発電 とされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の 第 条第十三号に定める日以後に終了する事業年度にあつては、 (所得税法等の一部を改正する法律 項 額」とあるのは「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準 号) 附則第一条第十三号に定める日前に設置された旧租税特別措置 とする。 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第 附則第四十三条第一 同項第五号中 同項中「(原子力発電施設」とあるのは「(原子力発電施 「原子力発電施設解体準備金を」とあるのは「 項の規定によりなおその効力を有するも 同条第六項中「原子力発電施設解体準備 「特定原子力発電施設に係る原子力 (令和五年法律第) | |と、 なおその効力を有する。この 同条第三項中 号) 附則第 同日前に核 「の原子力 「原子力発 (特定原 同条

告書をいう。第五項及び第八項において同じ。)を提出する法人が附則第2 青色申告書(租税特別措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申

おいて、 取崩金額」という。)に相当する金額を、 乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(次項において「三十年均等 解体準備金の金額を有する場合には、基準日以後に終了する各事業年度に 条第九項の規定により適用する場合を含む。 税特別措置法第五十七条の四第三項 号)第六十四条の二第一項の規定により指定された原子力発電施設を除く において「基準日」という。 所得税法等の一 |燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六 条第十三号に定める日を含む事業年度開始の日(以下この項及び第九項 以下この条において「経過措置原子力発電施設」という。 項に規定する特定原子力発電施設 益金の額に算入する。 当該原子力発電施設解体準備金の金額に当該各事業年度の月数を 部を改正する法律)において旧租税特別措置法第五十七条の四 (令和二年法律第八号) (附則第六十四条の規定による改正前 (同号に定める日前に核原料物質、 当該各事業年度の所得の金額の)に規定する原子力発電施設)に係る旧租 附則第百十九

- 3 前項の場合において、三十年均等取崩金額とする。
 初高、以下この条において同じ。)を超えるときは、当該三十年均等取崩金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該三十年均等取崩金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、これらの金額を控除した金額、以下この条において、三十年均等取崩金額の第に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入される、当該原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額とする。
- 額の計算上、 号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金 額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第一 被合併法人(租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人を 場合を除く。 . う。 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合 号に規定する適格合併をいう。 第一号及び第七項において同じ。 益金の額に算入する。 に該当することとなった場合には、当該各号に定める金 以下この条において同じ。)となる適格合併 (同条第二項第 (当該法人が)が行われ
- おける経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額 一解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額 当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合 その合併の直前に

- 5 び第七項の規定は、 金額の計算上、 係る原子力発電施設解体準備金の金額は、 度終了の日後である場合には、 た日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年 合に該当する場合には、当該各号に定める日)又はその届出書の提出をし その承認の取消しの基因となった事実のあった日(次の各号に掲げる場 第二項の規定の適用を受ける法人が青色申告書の提出の承認を取り消さ 又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には 益金の額に算入する。この場合においては、 適用しない。 同日)における経過措置原子力発電施設に その日を含む事業年度の所得の 同項、 前項及

- 子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、ときは、当該事業年度終了の日における経過措置原子力発電施設に係る原定申告書等がう。)を青色申告書により提出することができる者でない度の確定申告書等(租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確

益金の額に算入する。

9 期間をいう。 第三号に規定する被合併法人の基準日から当該適格合併の日の前日までの 百六十月から経過期間(当該適格合併に係る租税特別措置法第二条第二項 日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを三 各事業年度の月数(第九項の適格合併の日を含む事業年度にあっては、 各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して」とあるのは、 金額を含むものとする。この場合において、 子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、第七項の規定に より当該合併法人が有するものとみなされた原子力発電施設解体準備金の かされた原子力発電施設解体準備金の金額については、 .係る第二項の規定の適用については、基準日において有する経過措置原 第七項の合併法人のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度)の月数を控除した月数で除して」とする。 当該合併法人の有するものと 第二項中

関する経過措置)(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に

以後二月を経過した日」とする。
三十五条第三項の認定を受ける法人の施行日から令和六年三月三十一日までの適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日」での間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規での間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規管の間に関始する。

(法人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

.法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をした同号の下欄に掲の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得(第四十六条 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表

期中特別勘定については、なお従前の例による。に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又はげる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産

- 2 得をする場合の当該資産及び当該資産に係る令和五年新措置法第六十五条 例による。 日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、 行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行 十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施 らの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六 得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれ 号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取 が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、 げる資産の譲渡をして、 規定は、 五条の七第一項の表の第一号、 改正後の租税特別措置法(以下この項において「令和五年新措置法」とい 八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人 第十条の規定(附則第一条第四号ニに掲げる改正規定を除く。) による 第六十五条の七から第六十五条の九まで 法人が施行日以後に同表の第一号、 施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取 第三号及び第四号に係る部分に限る。 第三号又は第四号の上欄に掲 (令和五年新措置法第六十 なお従前の 第四
- 限る。 掲げる資産については げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に 当該各号の下欄に掲げる資産及び法人が同日以後に同 日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする 条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同 に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用 十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、 、令和六年新措置法第六十五条の七第一項及び第九項の届出に係る部分に 第十条の規定(附則第一条第四号ニに掲げる改正規定に限る。 において同じ。 法人が同日前に第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五 和六年新措置法」という。 の規定は、)による改正後の租税特別措置法(以下この項において 法人が令和六年四月一日以後に令和六年新措置法第六 なお従前の例による。 第六十五条の七から第六十五条の九まで 表の各号の上 同日以後 以下この

単) (株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措

付については、なお従前の例による。
月一日以後に行われる株式交付について適用し、同日前に行われた株式交第四十七条 新租税特別措置法第六十六条の二第一項の規定は、令和五年十

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置) 第四十八条 新租税特別措置法第六十六条の六第五項、第十一項及び第十二 項の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第五項、第十一項及び第十二 可の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第五項、第十一項及び第十二 可。課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する課税対象金額と計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる内国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額で開発の関係会社、同条第一項各号に掲げる内国法人の関係会社等部分課税対象金額を計算する場合については、可に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、可に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、可に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合については、可以お送して、日本の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置)

第四十九条 税法等の 生じた租税特別措置法第二条第二 合には を経過する日以前に産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第 一十一条の十五第一 他の通算法人を含む。 一部を改正する法律 旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する一年 項の認定を受けた法人(当該法人が通算法人である場 (令和二年法律第八号) 一項第二十 の施行日前に開始した事業年度において 一号に規定する欠損金額 附則第二十条第一項 (所得

とみなされたものを含む。)については、なお従前の例による。の規定により租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額

の特例に関する経過措置)(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税)

は、なお従前の例による。
に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式についての取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式について

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

- 第五十一条 相続税法第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の二 税について適用する。 現する場合を含む。)又は第七十条の三第一項において、同項の規定は、 でする特定計画山林を贈与により取得する場合において、同項の規定は、 でする場合を含む。)又は第七十条の三第一項において準用する場合を含 が。)の規定の適用を受ける新租税特別措置法第六十九条の五第一項に規 で和六年一月一日以後に贈与により取得する場合において準用する場合を含 で和六年一月一日以後に贈与により取得する当該特定計画山林に係る相続 で和六年一条
- お従前 する残額の計算に関し必要な事項は、 いう。) とみなされる新租税特別措置法第七十条の二の二第十七項に規定 適用者に係る同条第十七項第二号の規定により租税特別措置法第七十条の た新法適用者に係る同条第十二項第一号に規定する管理残額及び当該新法 について適用し、 新法適用者」という。)に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税 いて「信託受益権等」という。)を取得する個人(以下この項において に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等(以下この項にお 一の五第三項に規定する一般贈与財産(次項において「一般贈与財産」と 新租税特別措置法第七十条の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項 の例による。この場合において、)に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税については、 施行日前に信託受益権等を取得した個人(新法適用者を 政令で定める。 施行日前に信託受益権等を取得し
- おいて「新法適用者」という。)に係る当該信託受益権等に係る贈与税にの項において「信託受益権等」という。)を取得する個人(以下この項に条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等(以下こ 新租税特別措置法第七十条の二の三第十四項の規定は、施行日以後に同

- 規定する残額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。に係る同条第十四項第二号の規定により一般贈与財産とみなされる同項にに係る同条第十四項第二号の規定により一般贈与財産とみなされる同項による。この場合において、施行日前に信託受益権等を取得した個人(新法適用者を除ついて適用し、施行日前に信託受益権等を取得した個人(新法適用者を除ついて適用し、施行日前に信託受益権等を取得した個人(新法適用者を除
- 贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

 4 新租税特別措置法第七十条の三の二の規定は、令和六年一月一日以後に
- 5 新租税特別措置法第七十条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得した当該土地又は建物に係る相続税については、附則第十九条第一項の規定にかか力らず、新相税特別措置法第七十条の三の三の規定は、令和六年一月一日以後にの規定を適用する。
- 7 新租税特別措置法第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第得をした特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この一月一日以後に贈与により取得をする特定事業用資産(租税特別措置法第一月一日以後に贈与により取得をする特定事業用資産(租税特別措置法第
- 、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税について適用し株式等をいう。以下この項において同じ。)に係る贈与税について適用し株式等(租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場二項第八号ロの規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする非二項第八号ロの規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得をする非二項第八号ロ及び第七十条の七の五第
- による認定を行う場合について適用する。
 第一号に規定する平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定四項に規定する認定医療法人の認定移行計画の変更について、同条第二項同じ。)の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の九第十同じ。)の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項において準用する場合を含む。以下この項において

、海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税に関する経過措置)

第五十二条 新租税特別措置法第八十六条の二第三項の規定は、令和五年五

た物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。でされる新租税特別措置法第八十六条の二第三項に規定する譲渡又は譲受でされる新租税特別措置法第八十六条の二第三項に規定する譲渡又は譲受は譲受け(新租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する第六は譲受け(新租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する第六に規定する物品の譲渡をいう。以下この条において同じ。)に係る譲渡又月一日以後に行われる物品の譲渡(租税特別措置法第八十六条の二第一項月一日以後に行われる物品の譲渡(租税特別措置法第八十六条の二第一項

の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。)について適用する。する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項第五十三条 新租税特別措置法第八十六条の六の規定は、施行日以後に開始(カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

(清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

- いては、なお従前の例による。をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)に係る酒税につきであった清酒等(旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等第五十四条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべ
- 七号に規定する清酒、 日」とあるのは 出する清酒等については、 が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移 承認酒類製造者をいい、同条第三項第七号から第九号までに掲げる者を除 効力を有する。 承認酒類製造者(新租税特別措置法第八十七条第四項第一号に規定する 第九項並びに次条第三項及び附則第六十三条第三項において同じ。 一令和十 この場合において 同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、 一年三月三十一日」 旧租税特別措置法第八十七条の規定は、 同条第 項中 同項の表酒税法第三条第 1令和五年三月三十 同条第十号 なおそ

あるの 四月 和十年三月三十一日までにあっては るのは「百分の九十」と、 までにあっては「百分の九十二」と、 あっては「百分の九十一」と、 る果実酒 までにあっては「百分の八十四」と、 あっては 百分の八十四」と、 九十」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までに 八十」とあるのは、 .規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定する果実酒 |年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては「「百分の八十 日から令和十一年三月三十一日までにあっては「九十分の六十九・二」 八十二」と、 に規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。 とあるのは「百分の九十二」と、 同表酒税法第三条第八号に規定する合成清酒又は発泡酒の項中「百分 日から令和十年三月三十 は「百分の九十一」と、 百分の九十」とあるのは の項中「九十分の六十四」とあるのは、 「百分の八十二」と、 (同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを 「百分の九十一」とあるのは「百分の九十五・五」」と、 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までに 「百分の九十二」とあるのは「百分の九十六」」と 「九十分の六十四」とあるのは「百分の八十」 同年四月一日から令和十一年三月三十一日 同年四月一日から令和十一年三月三十一日 「百分の九十五」」とあるのは、 「九十分の六十六・六」とあるのは「百分 日までにあっては 「九十分の六十六・六」 「九十分の六十九・二」とあるのは 同表酒税法第三条第十三号に規定 同条第二項中「「百分の八十」とあ 令和九年四月一日から令 - 「百分の八十二」と)の項中「百分 ٤ (同条第三号 令和九年 同年四月

酒税法 等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条 条及び附則第六十三条において同じ。 則第五十六条第三項及び第六十三条にお 第四項において同じ。)(これらの酒類でその他の発泡性酒類(所得税法 第三条第十三号に規定する果実酒をいう。 下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。 施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒(租税特別措置法第八十七条第 項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。 下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。 (昭和二十八年法律第六号) 第三条第七号に規定する清酒をいう。 項に規定する発泡酒をいう。 並びにその他の発泡性酒類に該当 いて同じ。 以下この項及び附則第六十三条 以下この条並びに附)及び果実酒 に該当するものを除 並 びに発泡酒 以下この (同法

号ハ」とあるのは「所得税法等の 第三十六条第二項第一号、 第二十三条及び次条」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法 三条第三号ハ」とする。 法律第四号) 第三項」と、 等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条 適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「同法 旧租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる 所得税法等の一 附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第 発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては 部を改正する等の法律 第二号又は第四号」と、 部を改正する等の法律(平成二十九年 (平成二十九年法律第四号) 附則 同項の表中「同条第三

- □ とする。 □ とする。 □ とする。 □ とする。 □ とする。
- 二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。 「一項の規定により読み替えて適用される次条」とする。 「一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の一部を改正する等の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の一部を改正する等の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第八十七条により読み替えて適用される次条」とする。
- て、当該届出書の提出があったときは、その者については、新租税特別措地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適用する。この場合においるときは、いずれか一の製造場。次項及び第九項において同じ。)の所在三十一日までにその旨を記載した届出書を製造場(二以上の製造場を有す第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が令和六年三月

合を含む。)の規定は、適用しない。置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場

- 政令で定める。
 政令で定める。
 政令で定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、

(ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

前の例による。
ールをいう。以下この条において同じ。)に係る酒税については、なお従ールをいう。以下この条において同じ。)に係る酒税については、なお従きであったビール(旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビ第五十五条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべ

をいう。 年の翌年三月三十一日までの間をいう。 までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八 十七条の四第三項及び第四項の規定は、 一うちその年度」とあるのは .規定するビールをいう。 酒類製造者(租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者 「酒税法」と、 次条第六項において同じ。)が施行日から令和六年三月三十一日 同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるの 「ビー の」とあるのは 以 下この項及び次項において同じ。 一うちその年度 なおその効力を有する。この場合 以下この項及び次項において同じ 「ビール (その年の四月 (同法第三条第十二号 日からその のと、

- 和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」とする。一の数量」と、「同年四月一日」とあるのは「令和五年四月一日」と、「令二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。)。)」と、「酒類の数量」とあるのは「酒類(同法第二十八条若しくは第
- ら令和十年三月三十一日までにあっては「「百分の八十六・五」とあるの 日までにあっては「「百分の八十八」とあるのは「百分の九十四」」とす は「百分の九十三・二五」」と、 五」とあるのは「百分の九十二・五」」とあるのは、令和九年四月一日か にあっては「百分の八十六・五」と、 条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。 年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。)」 その年度」とあるのは「うちその年度(その年の四月一日からその年の翌 するビールをいう。 税法」と、 間に製造場から移出するビールについては、 三月三十一日」とあるのは 八十五」とあるのは、 兀 承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの 一日までにあっては「百分の八十八」と、同条第四項中「「百分の八十 同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒 第三項及び第四項の規定は、 「酒類の数量」とあるのは「酒類(同法第二十八条若しくは第二十九 「同年四月一日」とあるのは 「ビールの」とあるのは「ビール 以下この項及び次項において同じ。)の」と、 令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで 「令和十一年三月三十一日」と、 同年四月一日から令和十一年三月三十一 なおその効力を有する。 「令和六年四月一日」と、 同年四月一日から令和十一年三月三 旧租税特別措置法第八十七条 (同法第三条第十二号に規定 この場合におい 同 項中「百分 「令和五年 の数量 「うち
- 二十九年法律第四号)附則第三十六条第一項」とする。 三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成れる場合を含む。)の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十れる場合を含む。)の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十れる場合を含む。)の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十れる場合を含む。)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別に係る第二項の規定によりなおその対しては、
- のとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項(同条第四項の規定にれるビールに係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するも一分和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出さ

る。 正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第四項」とす 第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改 より読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条

6 前条第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。

(承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置)

- 同項」とする。 るのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号 の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあ 条第一項 て同じ。 第三十六条第五項第一号及び第二号に規定する発泡酒をいう。 製造場から移出される酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類(発泡酒 附則第三十六条第四項」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「 他の発泡性酒類をいう。 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の |所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則)及びその他の発泡性酒類 (同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) を除く。 (酒税法第三条第三号ハに規定するそ)に係る新租税特別措置法第八十七 次項におい
- 3 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者のとあるのは「同項」とする。 とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九百法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及下法律第四号)附則第三十六条第五項」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。
- 規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については及びリキュールに係る新租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類4 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の

- れる次条」とする。
 ・
 一九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用さは「酒税法第二十三条又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二は「酒税法第二十三条又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定による等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定によいる次条」とする。
- 全支配関係がある者の前年度課税移出数量については、適用しない。 分に限る。)の規定は、施行日前から引き続き承認酒類製造者との間に完けて同じ。)がある者の前年度課税移出数量(同条第四項第二号に規定する完全支配関係をいう。以下この項にお関係(同条第四項第二号に規定する完全支配関係をいう。以下この項にお関係をいう。以下この項において同じ。)がある者の前年度課税移出数量(同条第一項に規定する前年関係をいう。以下この項におり、対しては、適用しない。
- する。 製造免許をいう。 び第三項各号に掲げる者を除く 附則第五十六条第六項に規定する施行日前から引き続き当該法人を組織し であつて、 あるのは 条の規定を適用する。この場合において、 けている酒類と同一の品目 該法人を組織している酒類製造者が同条第一項の規定により製造免許を受 ずれか一の蔵置場)の所在地を所轄する税務署長に提出した場合において 織している酒類製造者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める 移出した法人に限る。 する酒類を当該法人の酒類の蔵置場に移入し、 ·項を記載した届出書をその蔵置場(二以上の蔵置場を有するときは、い とし、 いる酒類製造者(前年度課税移出数量が三千キロリットルを超える者及 酒類製造者が主となって組織する法人(酒類製造者である法人を除くも 当該法人を同法第七条第一項の規定により製造免許(同項に規定する を受けている酒類製造者とみなして、 施行日前一年以内において酒税法第二十八条第一項の規定に該当 「含む。 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 は 同法 以下この項において同じ。 以下この項、 が、 とあるのは (同項に規定する品目をいう。) の製造免許と 令和六年三月三十一日までに、 次項」と、 から移入したものその他政令で定める ーは、 酒税法」とする。 同条第一項中「含む。 「のもの」とあるのは)(施行日前から引き続き当 又は酒類をその蔵置場から 新租税特別措置法第八十七 当該法人を組 次項」と 「のもの 号)
- | 定する申請があった場合においては、同条第六項の規定の適用については/| 令和五年十二月三十一日までに新租税特別措置法第八十七条第五項に規

、「令和六年三月三十一日まで」とする。 、同項中「当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内」とあるのは

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免除に関する経過措置) 第五十七条 新租税特別措置法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けない渡等(新租税特別措置法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する務出をいう。以下この条において同じ。)に係る譲渡等(新租税特別措置法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けないいて適用し、同日前に行われた酒類の移出に係る酒税の免除に関する経過措置) いて適用し、同日前に行われた酒類の移出に係る適機等に関する経過措置)

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

ては、なお従前の例による。第五十八条施行目前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税につい

- と おらず、当該各号に定める税率とする。 年法律第七号)第十一条及び新租税特別措置法第九十条の八の規定にかかる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法(昭和四十七規定する航空機をいう。第五項及び第六項において同じ。)に積み込まれ規定する航空機をいう。第五項及び第六項において同じ。)に積み込まれ
- つき一万三千円 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルに
- リットルにつき一万五千円 一 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キロ
- める税率とする。

 、次の各号に掲げる期間内に、沖縄路線航空機(新租税特別措置法第九十条の八の一第一項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機をいう。第五項第二号及び第一次の各号に掲げる期間内に、沖縄路線航空機(新租税特別措置法第九十
- つき六千五百円 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルに
- | 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで| 航空機燃料一キロ

リットルにつき七千五百円

- 4 次の各号に掲げる期間内に、特定離島路線航空機(新租税特別措置法第かる税率とする。
- ── 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キロリットルに
- 5 航空機に積み込まれたものとみなす。
 「令和七年初回航行時」という。)において、当該航空機燃料税が誤されるべき航空機燃料で定める規定に定める税率により航空機燃料税が誤されるべき航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和七年空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和七年初回航行時における当該航空機燃料が現存する場合には、令和七年初回航行で定める規定に定める税率により航空機燃料税が誤されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和七年初回航行に定める規定に定める税率により航空機燃料税が誤されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。
- 第二項第二号
 る一般国内航空機をいう。次項第一号において同じ。)である航空機
 る一般国内航空機(新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定す
- | 沖縄路線航空機である航空機 第三項第二号
- 号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき 「令和九年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 打時に、当該航空機が令和九年初回航行時に現存する場所において、当該 、第三項第二号又は第四項第二号に定める税率により航空機燃料税が課さ 、第三項第二号又は第四項第二号に定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号では第四項第二号に定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号で定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号で定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号で定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号に定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号に定める税率により航空機燃料税が課さ が、第三項第二号に定める税率により航空機燃料税が課されるべき が、第三項第二号に定める税率により航空機燃料税が課されるべき が、第三項第二号に定める税率により航空機燃料税が課されるべき が、第三項第二号に定める税率により航空機燃料税が課されるべき

- 二 沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一 一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八
- | 一項|| | 特定離島路線航空機である航空機|| 新租税特別措置法第九十条の九第

項

- 三項中 条第三項第一号に定める」とする。 空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)に規定する」とあるのは「同 法附則第五十八条第二項第一号 まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)並びに令和五年改正 税の税率の特例) 和五年法律第 税の税率の特例)」とあるのは「、所得税法等の一部を改正する法律 する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」と、 和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、 令和七年三月三十一日までの間」と、 令和五年改正法」という。) 附則第五十八条第三項第一号に定める」と、 和七年三月三十一日までの間」と、 項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは 三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八(航空機燃料 十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月 前条に規定する」とあるのは「同条第二項第一号に定める」と、 法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 一十条の八の二第二項から第四項までの規定の適用については、 第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八 施行日から令和七年三月三十一 「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から 「同法第九十条の八の二第一 及び第九十条の八の二第一項 号。 以下この条において「令和五年改正法」という。 (航空機燃料税の特例に関する経過措置) 日までの間における新租税特別措置法第 項 「前項に規定する」とあるのは「所得 (沖縄路線航空機に積み込まれる航 「前条に規定する」とあるのは「令 (沖縄路線航空機に積み込 「令和五年四月一日から令 同条第四項中「令和 号。次項において 第一 (航空機燃料 項に規定 同条第一 同条第
- は 措置法第九十条の八 日 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新租税特 から令和九年三月三十 条第二項中 「所得税法等の一部を改正する法律 「令和十年三月三十 の二第二項から第四項までの規定の適用については 日まで の間 日まで」 (令和五年法律第 とあるのは 「前項に規定する」 一令和七年四月 とある 次項

るの る法律 和五年改正法附則第五十八条第二項第二号 込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例) 機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)並びに令 航空機燃料税の税率の特例)及び第九十条の八の二第一項(沖縄路線航空 航空機燃料税の税率の特例) 和九年三月三十一日までの間」と、 るのは める」と、 において「令和五年改正法」という。 という。)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八 項に規定する」とあるのは 日から令和九年三月三十一日までの間」と、 措置) は 「令和十年三月三十一日まで」とあるのは 条第三項中 「令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号に定める」と、 「同条第三項第二号に定める」とする。 (令和五年法律第 ر ح 「前条に規定する」とあるのは「同条第二項第二号に定める」 「令和十年三月三十一日まで」 「同法第九十条の八 「同条第三項第二号に定める」と、 とあるのは 号。 以下この条において「令和五年改正法 「及び租税特別措置法第九十条の八 の二第一項 附則第五十八条第三項第二号に定 (航空機燃料税の特例に関する 所得税法等の 「令和七年四月一日から令 とあるのは「令和七 「前条に規定する」とあ (沖縄路線航空機に積み に規定する」とあ 部を改正す 同条第四 年四

四月 する」 する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第四項第一号に定める 和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、 定める」と、 める」と において「令和五年改正法」という。 年三月三十一日までの間」と、 令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七 十条の九第二項から第六項までの規定の適用については、同条第二項中 施行日から令和七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第 条第五項中 一部を改正する法律(令和五年法律第 「前条第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める とあるのは 日から令和七 同条第四項中 第 「第九十条の八に規定する」とあるのは「同条第二項第一号に 項に規定する」 同条第三項中 「令和十年三月三十一日まで」とあるのは 「令和五年改 年三月三十 「令和十年三月三十一日まで」とあるのは 「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令 とあるの 近法附 「前項に規定する」とあるのは「所得税法 日までの間 は 則第五十八条第 附則第五十八条第四項第 同条第四項第 ٢ 号。 第九十条の八に規定 二項第 次項から第五項まで 一号に定める」と 第一 「令和五年四月 号に定める 「令和五年 項に規定 一号に定

航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)並び 積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)に規定する」 する経過措置)」と、 に令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号(航空機燃料税の特例に関 正法」という。 正する法律 ら令和七年三月三十一日までの間」と、 第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日か とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第三項第一号に定める」と あるのは「同条第四項第一号に定める」とする。 第 日 (航空機燃料税の税率の特例) 」とあるのは (航空機燃料税の税率の特例) から令和七年三月三十 一項に規定する」とあるのは (令和五年法律第 第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の 「同法第九十条の九第一項(特定離島路線航空機に 一日までの 及び第九十条の九第一 「同条第四項第一号に定める」と、 号。 間」と、 以下この条において 「及び租税特別措置法第九十条の 「前条第 所得税法等の 項 項に規定する」 (特定離島路線 「令和五年改 部を改

める」と 定める」 号に定める」 号に定める」と、 号に定める」と、 るのは 第五項までにおいて「令和五年改正法」という。)附則第五十八条第四項 から令和九年三月三十一日までの間」と、 条第二項中「令和十年三月三十一 別措置法第九十条の九第二項から第六項までの規定の適用については、 「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、 定する」 |八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第二 (第二号に定める」と、 項に規定する」とあるのは 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新租 二号に定める」と、 年四月 「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、 とあるのは と 第一 日 同条第五項中 から令和九年三月三十 項に規定する」とあるのは 同条第四項中 第一 「前条第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第一 「令和五年改正法附則第五十八条第三項第二号に定 「第九十条の八に規定する」とあるのは「同条第一 項に規定する」とあるのは 同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあ 「令和十年三月三十一 「令和五年改正法附則第五十八条第四項第二 「令和十年三月三十一日まで」とあるのは 日まで」とあるのは「令和七年四月一日 一日までの間」 「前項に規定する」とあるのは 「同条第四項第二号に定める 日まで」 「同条第四項第二号に لح とあるのは 号。 前条第 「第九十条 次項から 項に 税特

特例) 規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」とする。 第九十条の八 線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)に 定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の 令和五年改正法」という。) 第十条の規定による改正後の租税特別措置法 第九十条の八(航空機燃料税の税率の特例)」とあるのは「、 四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、 と 特例に関する経過措置)」と、 部を改正する法律(令和五年法律第 並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号 同条第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年 (航空機燃料税の税率の特例) 同法第九十条の九第一項 及び第九十条の九第 号。 以下この条において 「及び租税特別措置法 (航空機燃料税 (特定離島路 所得税法等 項

|政令で定める。| | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、

(自動車重量税の特例に関する経過措置)

第五十九条 九十条の十一の三までの規定は、 規定の適用がないものについて当該期間内に租税特別措置法第九十条の十 査証の交付等に係る自動車重量税については、 もので令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間において同条の 百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、 消費効率が、 法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。 .掲げる検査自動車のうち、 新租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イ、第二号又は第三号イ 定する検査自動車をいう。次項において同じ。)に係る旧租税特別措置 規定の適用を受けた検査自動車 二年度基準エネルギー消費効率以上であるものとして財務省令で定める 項に規定する自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検 令和六年一月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項 同号イ2に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率に 同条第一項第四号イ②に規定するエネルギー 適用しない。 (租税特別措置法第九十条の十第一項に かつ、 同法第九十条の十一から第 同号イ2に規定する令

て適用し、同日前に法定納期限が到来した自動車重量税については、なおう。以下この項及び次項において同じ。)が到来する自動車重量税につい日以後に法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をい新租税特別措置法第九十条の十二の二第四項の規定は、令和六年一月一

3

従前の例による。

日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。 新租税特別措置法第九十条の十二の二第七項の規定は、令和六年一月一

に関する法律の一部改正に伴う経過措置) (内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等

依頼する同項に規定する国外電子決済手段移転等について適用する。等取引業者の新国外送金等調書法第二条第六号に規定する営業所等の長に一日以後に新国外送金等調書法第四条の四第一項に規定する電子決済手段2 新国外送金等調書法第四条の四及び第四条の五の規定は、令和六年一月

(個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

第六十一条 七年三月三十一日」とする。 事業の用に供することができなかったことにつき財務省令で定めるところ る減価償却資産にあっては、やむを得ない事情により施行日の前日までに 含む。以下この条において同じ。)の用に供したこれらの号の上欄に掲げ 以後に事業(同項に規定する事業に準ずるものとして政令で定めるものを をした同項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産(施行日 前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 により証明がされたものに限る。 (以下「旧震災特例法」という。 (これらの号に係る部分に限る。 場合において、 個人が令和七年三月三十一日以前に第十六条の規定による改正 同項中 一令和五年三月三十一日」とあるのは、 第十一条の二第一項に規定する取得等 については、 の規定は なおその効力を有する。 旧震災特例法第十 一条の - 令和

(法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置)

- 第六十二条 法人(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例第六十二条 法人(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
- の他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。その効力を有するものとされる旧震災特例法第十八条の二の規定の適用それが、一般の一の規定の適用を包含して、一般の一般では、一般の対象の一に規定する受託法人に対する前項の規定によりなお

措置)(被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過(被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過

- 前の例による。
 製造場について甚大な被害を受けた清酒等に係る酒税については、なお従製造場について甚大な被害を受けた清酒等に係る酒税については、なお従いがあった旧震災特例法第四十三条に規定する東日本大震災により酒類の第六十三条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべ
- 置法第八十七条第一項及び」とする。 置法第八十七条第一 年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」と、 定する酒類をいう。以下この項及び次項において同じ。)」と、 るのは「より酒類(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規 おその効力を有する。この場合において、 効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措 日までの間に製造場から移出する清酒等については、 旧震災特例法第四十三条に規定する東日本大震災により酒類の製造場に いて甚大な被害を受けた清酒等の製造者が施行日から令和六年三月三十 (令和五年法律第 項及び」とあるのは 号) 附則第五十四条第二項の規定によりなおそ 「所得税法等の 同条第一項中「より酒類」とあ 同条の規定は、 部を改正する法 「租税特別措 「令和五

- 3 日までにあっては「百分の九十五」とする。 は「百分の九十四・三七五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一 租税特別措置法第八十七条第一項及び」と、 よりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の 改正する法律 租税特別措置法第八十七条第一項及び」とあるのは「所得税法等の一 類」とあるのは「より酒類(酒税法 間に製造場から移出する清酒等については、 とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までにあって 「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、 項に規定する酒類をいう。以下この項及び次項において同じ。)」と、 承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの なおその効力を有する。この場合において、 (令和五年法律第 (昭和二十八年法律第六号) 第二条第 号) 附則第五十四条第三項の規定に 旧震災特例法第四十三条の規 同項中「百分の九十三・七五 同条第一項中 「より酒 部を

- 税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十項の規定の適用については、同項中「第八十七条の二」とあるのは「所得定によりなおその効力を有するものとされる旧震災特例法第四十三条第一別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規別措置法第の出入年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特

項の れる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条第一項」 までにあっては「所得税法等の一 のニ」と、 条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条 号) 規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定によ 同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにあっては 附則第五十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ 部を改正する法律 同項中 「同項」とあるのは、 (令和五年法律第 部を改正する法律(令和五年法律第 施行日から令和六年三月三十一日 号) 附則第五十四条第三 「所得税法

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

部を次のように改正する。 第六十四条 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)の

附則

過措置) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経

第六十八条

附則

過措置) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経

第六十八条 引業者等と同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したも には、 座に同年分の同項第三号に規定する非課税管理勘定を設定している場合 の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口 は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号 のとそれぞれみなして る旨の記載がある同号ロに規定する政令で定める書類を提出したものと 金融商品取引業者等の営業所の長に同年分以後の新租税特別措置法第三 者その他の政令で定める者を除く。)は令和六年一月一日において当該 出書の租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する提出をした 品取引業者等の営業所の長に同条第十六項に規定する非課税口座廃止届 十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定を設けようとす 当該居 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者 住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項 新租税特別措置法第九条の八及び第三十七条の (同日に当該金融商 第一 号の 居住 |者又

の交付については、 九 + 項に規定する申 兀 第六項各号の ·請事項の提供及び同条第十項に規定する書類又は、申請書の同項に規定する提出、当該提出に係る同? 兀 なお従前の例による。 月 日 前 に行わ れ た旧 租税特別 措置法第三 七 条条

7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 省 省 省 略略略略

(第十六条の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置)

2 { 第百十九条 8 省

9 特定原子力発電施設に係る四年旧措置法第六十八条の五十四 施設解体準備金の金額には前事業年度から繰り越されたこれらの規定の 子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、 いては、 条 十三条第 所得税法 「令和五 の規定による改正前の 同条第一項第二号、第三項及び第四項に規定する原子力発電 年旧効力措置法」という。)第五十七条の四の規定の適用に 等 項の \mathcal{O} 規定によりなおその効力を有するも 部 を改正 租税特別 する法 律 措 (令和五 置法 (以下この項及び次項に 年法 令 和 律 第 和五年旧効力措置法の五十四第一項の原 のとされる同 号) 附 法第 お 則

第五十七条の四第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年

旧

措置法第六十八条の五十四第三項

額を含むものとし、

令和五.

年旧効力措置法第五十七条の四第三項の規第三項の規定により益金の額に算入された

のれ 年旧効力措置法第五十七条の四第五項の規定により益金の額に算入さ 第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、 額 た金額には四年旧措置法第六十八条の五 算入された金額を含むものとする。 十四第四 項 の規定により益 令 和

定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五十

項 和 、から第六項まで、 \pm 年 旧 効力措置法第五十七条の四の 第十一 項、 第十一 一項及び第十四項の原子力発 規定の 適用については、 同

> 1 回 四 0 定を適用する。

2

8 7 6 5 4 3 同同同同同同

上上上上上上

、第十六条の規定による改正に伴う準備金に関する経過措

第百十九条 同 上 同 上

9 二号、 項の 法第五十七条の四第三項の規定により益金の額に算入された金額には四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置 年旧措置法第六十八条の五十四第二項の規定により益金の額に算入され り益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五 る四年旧 ŋ た金額を含むものとし、 の金額を含むものとし、 は前事業年度から繰り越されたこれらの規定の特定原子力発電施設に係 四年 益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の五 規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。 第三 新 措置法第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金 措 |項及び第四項に規定する原子力発電施設解体準備金 置 法第五十七条の 四年新措置法第五十七条の四第五項の規 四年新措置法第五十七条の四第四項の規定によ 兀 の規定の適用につ いては、 同 四年新措置 条第 の金額 十四四 + 定によ -四第三 第四 項

10 6 第六項まで、 兀 年 新 置法第五十七条の 第十 項、 第十二項及び第十 兀 の規定の適用については、 应 項の原子力発電施設解 同 条第三項 体 カン

に限る。)を含むものとする。
措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係るもの六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金(令和五年旧効力施設解体準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第

- 原子力施設炉心等除去準備金を含むものとする。において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十四の二第一項の特定から第四項までの特定原子力施設炉心等除去準備金には、連結事業年度1 租税特別措置法第五十七条の四の規定の適用については、同条第二項
- 2 租税特別措置法第五十七条の四の規定の適用については、同条第二項 2 租税特別措置法第五十七条の四の規定により施設に係る四年旧措置法第六十八条の五十四の二第二項又は第三項の特定原子力施設に係る四年旧措置法第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力 2 租税特別措置法第五十七条の四の規定の適用については、同条第二項 2 租税特別措置法第五十七条の四の規定の適用については、同条第二項

13~24 省 略

税の特例に関する経過措置)(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

第百二十八条 省 略

条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。
号の特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八項第二号、第三項、第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項第一4 租税特別措置法第六十六条の十三の規定の適用については、同条第二4

3~5 省 略

部を次のように改正する。 第六十五条 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)の一

(相続税法の一部改正)

正する。 正する。 正する。

の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含むものとする。準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条

定原子力施設炉心等除去準備金を含むものとする。 度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十四の二第一項の特項から第四項までの特定原子力施設炉心等除去準備金には、連結事業年11 四年新措置法第五十七条の四の二の規定の適用については、同条第二

13 **5** 24 同 上

税の特例に関する経過措置)(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課

第百二十八条 同 上

を含むものとする。 年度において設けた四年旧措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定第二号、第三項及び第六項から第十一項までの特別勘定には、連結事業 四年新措置法第六十六条の十三の規定の適用については、同条第二項

3~5 同 上

第14条 引 上 (相続税法の一部改正)

第五条 同上

(租税特別措置法の一部改正)

所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
がおいのでは、当該内国法人の本店又は主たる事務所のは、当該内国法人の発行済株式又は出資を有する居住者又は恒久的施上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する居住者又は恒久的施上に相当する数又は金額の株式又は出資の総数又は総額の百分の一以上に相当する数又は金額の株式又は出資の総数又は総額の百分の一以上に相当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の一以が、当該配当等の支払をすべき内国法人は、当該配当等の支払をすべき内国法人は、当該配当等の支払の

又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下このて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつる者に質問し、その者の同項の配当等の支払に関する帳簿書類(そのする調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務があする調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある。以下この

改める。 第三十六条第三項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 同上

条」を「次項及び第七項」に改め、同条に次の六項を加える。 第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九 第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九 第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九 第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九 第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九

10 国税庁、国税局又は保存がされている場合における当該電磁的で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式該提出をする義務がある者に質問し、その者の同項の配当等の支払に関する提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書の当面が、国税局又は税務署の当該職員は、前項の報告書の同項に規

を含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。 章において同じ。)その他の物件を検査し、 又は当該物件 (その写し

- 物件を留め置くことができる。 関する調査について必要があるときは、 国税局又は税務署の当該職員は、 当該調査において提出された貝は、第九項の報告書の提出に
- ばならない。 証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなけれ 検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、 第十項の規定による質問
- めに認められたものと解してはならない。 第十項及び第十一項の規定による当該職 員の 権 限 は、 犯罪捜査 のた
- 前項に定めるもののほか、第十一項の規定の適用に関し必要な事項 政令で定める。

附 則

(施行期日

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。 次の各号

分五 省 略

六 次に掲げる規定 令和六年一月一

第二項第二号の改正規定 第五条中相続税法第三十七条第三項の改正規定及び同法第五十条

略略

七~十一

(健康保険法の一部改正)

第六十六条 健康保険法(大正十一 年法律第七十号) の — 部を次のように改

機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務 (第百八十一条の

> は当該物件 記録を含む。 (その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることが。以下この章において同じ。)その他の物件を検査し、又

- いて提出された物件を留め置くことができる。 規定する提出に関する調査について必要があるときは、 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第九項の報告書の 当該調査にお報告書の同項に
- 12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十項の規定による質問 ばならない。 証明書を携帯し、 検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す 関係人の請求があつたときは、これを提示しなけれ
- 13 第十項及び第十一項の規定による当該職員 めに認められたものと解してはならない。 0 権限は、 犯罪 捜 査 のた
- 14 前項に定めるもののほか、第十一項の規定の適用に関し必要な事項 政令で定める。

則

第一条 同 上 (施行期日)

六 一 同 五 上 同

同

第二項第二号の改正規定 第五条中相続税法第三十六条第三項の改正規定及び同法第五十条

同 日 上 上

機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第二百四条 上

、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は定するものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四条の七第一項に規三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定

~十五 省 略

又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。)
の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他名民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付の指予る権第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用す第一項の規定の規定則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条

件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問、一七 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法

十八~二十一 省 略

2~4 省 略

これを併科する。 をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又は第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

- は不当な目的に利用したとき。して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又第百五十条の六の規定に違反して、匿名診療等関連情報の利用に関
- 二 第百五十条の八の規定による命令に違反したとき。

金に処する。
きは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰第二百七条の四(第百九十四条の二第六項の規定による命令に違反したと

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

〜十五 司 上

び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及十七 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法

十八~二十一 同 上

2 4 同 上

しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二百七条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若

- は不当な目的に利用した者して知り得た匿名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又一 第百五十条の六の規定に違反して、匿名診療等関連情報の利用に関
- 二 第百五十条の八の規定による命令に違反した者

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第二百七条の四(第百九十四条の二第六項の規定による命令に違反した者)

第二百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対してしくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提一第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若
- のを除く。)を拒み、妨げ、又は忌避したとき。百四十一条の規定による検査(協会又は健康保険組合の職員が行うも三 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第

兀 険組合の職員が行うものを除く。 四十 宗し、 第百八 若しくは提出したとき。 条の規定による物件の 十三 又は偽りの記載若しくは記 一条の規定によりその例によるものとされる国 提 示又は提出の要求 に対し、 .録をした帳簿書類その他の物件を 正当な理由がなくこれに (協会又は健康保 税徴収法第

下の罰金に処する。
がけ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、三十万円以際弁をし、若しくは正当な理由がなくて阿項の規定による検査を拒み、職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該第二百十三条の三 正当な理由がなくて第百九十四条の三第一項の規定に

船員保険法の一部改正)

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百五十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第百三十五条

罰金に処する。

- 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対してしくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若第百五十条の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若
- りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者のを除く。)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽百四十一条の規定による検査(協会又は健康保険組合の職員が行うも三 第百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第

がげ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 答弁をし、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該第二百十三条の三 正当な理由がなくて第百九十四条の三第一項の規定に

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第百五十三条 同上

に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。という。)に行わせるものとする。ただし、第十二号から第十四号までの二第一項に規定するものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び第百五十三条の六

分九 省 略

は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。)
『生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他のの行使、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第十 第百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に

| 件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索|| 検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物|| (昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問、十一 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法

十二~十五 省 略

2~4 省 略

罰金に処する。 ときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の 第**百五十五条の二** 第百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した

した者は、三十万円以下の罰金に処する。
第百五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

- 正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。てこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がな

一~九 司 上

索を除く。) 電音三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に 第百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に 第百三十七条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に

び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及十一 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法

十二~十五 同 上

2 4 同 上

者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百五十五条の二 第百四十三条の二第六項の規定による命令に違反した

に処する。 第百五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

- 正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者くてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、一の第四十九条第二項の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がな
- 若しくは忌避した者、
 、若しくは正当な理由がなくて同項の規定による検査を拒み、妨げ、に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問
 正当な理由がなくて第百四十三条の三第一項の規定による報告をせ

| した者は、五十万円以下の罰金に処する。 |第百五十九条|| 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を

- く。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。百四十一条の規定による徴収職員の質問(協会の職員が行うものを除第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第
- み、妨げ、又は忌避したとき。 百四十一条の規定による検査(協会の職員が行うものを除く。)を拒二 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第
- 提出したとき。

 「お百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第三の記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは可りものを除く。)に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽り百四十一条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第二の第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第二の第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第二の第10元を表表している。

厚生年金保険法の一部改正)

ように改正する。 **3.六十八条** 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次の

、機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

げない。 から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨るものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせ

一~二十九 省 略

に処する。 第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金

- く。)に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者百四十一条の規定による徴収職員の質問(協会の職員が行うものを除一 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第
- 記録をした帳簿書類を提示した者み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは 百四十一条の規定による検査(協会の職員が行うものを除く。)を拒二 第百三十七条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第百条の四 同 上

一~二十九 同 上

件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一条の二の規定による物(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問、三十一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法

三十二~四十三 省 略

2 6 7 省 略

した者は、五十万円以下の罰金に処する。第百三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を

一 省 略

四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百

の他の物件を提示し、若しくは提出したとき。 がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類そ四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由二 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百

国民年金法の一部改正)

うに改正する。 第六十九条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のよ

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるの規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定

一~二十二 省 略

において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十二条二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収

び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及三十一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法

三十二~四十三 同 上

2~7 同上

第百三条の二 同 上

一 同 上

検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示したとき。四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該二 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 同 上

一 二 十 二 同 上

において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十二条二十三 第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収

付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問 務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納 検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに捜索を除く。)

(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問、二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 検査及び提示又は提出の要求 の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索 同法第百四十一条の二の規定による物

二十五~三十八 省 略

2 { 7

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、 をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 当該違反行為

四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 又は忌避したとき。 第百

の他の物件を提示し、 がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類そ 四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百 若しくは提出したとき。 正当な理由

六 五 四

含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を第百十三条の三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 ほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。号及び第六号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰する その法人又は人の業務又は財産に関して第百十一条の二又は前条(第五 人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

> 及び検査並びに捜索を除く。) 付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納

二十四 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収 ||四和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及||四||第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索

二十五~三十八 同 上

2 7 同

第百十三条の二 同 上

同

兀 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴 十一条の規定による検査を拒み、 に関し 偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示したとき。 妨げ、 若しくは忌避し、 又は当該 法第百

上上上

五|四|三 同同同

第百十三条の三 ほか、その法人又は人こけし、ふららりでしたときは、その行為者を罰する号及び第五号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するその法人又は人の業務又は財産に関して第百十一条の二又は前条(第四十の法人 含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理 めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を 同 上 か、その法人又は人に対し、 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定

2

構造 改革特別区域 法 の 部 改正)

第七十条 ように改正する。 構造改革特 別 法 (平成 +四年法律第百八十九号) 0) 部 を次

第二十七条 5 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定め 機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認 製造場とみなして、 令で定める場所を除く。) については、当該既存の製造場と一の清酒 て「既存の製造場」という。)の所在地の所轄税務署長に申請をし、そ より酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項 二十六号) 六項及び第二十八条の三第四項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第 で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計 の日以後は、 めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定 項 定を適用する。 の規定の適用を受けている製造場を除く。 する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第八十一条第一項の規定に (以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。) が、政令 おいて「認定計画特定施設」という。)内の場所に限るものとし、 (当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設 特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場(同法第二十八条第 れた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者 第三号において「特定施設」という。)において、 該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設 |けた者(以下この項及び同号において「清酒製造者」という。) が、 をいう。 承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所 税法第七条第一項の規定により清酒(同法第三条第七号に規定する清 地方公 第八十七条の六第九項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関 以下この条及び別表第十七号において同じ。)の製造免許 当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画 酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の 寸 体が、その設定 する構造改革特別区域内にお 以下この項及び第三項におい (以下この項及び第七 清酒の製造体験の (第七項第三号 (第六条第一 1

規定の 項の規定の適用がある場合における次の表の第一 適用については、 同表の第二欄に掲げる規 **然定中同** 欄に掲げる法 表の第三 一欄に

> 二十六号)第八十七条の六第八項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関 機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認 製造場とみなして、 において「認定計画特定施設」という。)内の場所に限るものとし、 て「既存の製造場」という。)の所在地の所轄税務署長に申請をし、そ の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項におい より酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項 する法律 六項及び第二十八条の三第四項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第 画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場(同法第二十八条第 で定めるところにより、 られた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定め の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画(第六条第一 めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定 項第三号において「特定施設」という。)において、 当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設 受けた者 酒をいう。 令で定める場所を除く。) については、当該既存の製造場と一の清酒 定を適用 (以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。) が、 (当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設 承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所 税法第七条第一項の規定により清酒 でする。 (以下この項及び同号において「清酒製造者」という。) が、 (昭和四十六年法律第百二十九号)第八十一条第一項の規定に 地方公式 以下この条及び別表第十七号において同じ。)の製造免許 共団 酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の 当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計 その設定する構造改革特別 (同法第三条第七号に規定する清 (以下この項及び第七 清酒の製造体験の (第七項第三号 万内に 政令 政

上 同 上

 \mathcal{O}

掲げる字句は、
それぞれ同表の
[表の第四欄に掲げる字句
字句とする。

法 租 税 特 別 措 置										酒税法	
六 第 八 八 十 項 七	省	省			省	省	省	省	省	省	
八 項 七 条 の	略	略			略	略	略	略	略	略	
製 造 場	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	
坦 場 の	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
が又じ下験第十成改が製適は。こ製三九十革体造	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	
造場(当該製造場(当該製造場(当該製造場(当該製造場(構造は次項前段の規定する体験製造場をいう。以三項において同においるとき、一であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるとき、「であるという。」	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

司										同
上										上
六 第 八 七 項 条 の	同	同			同	同	同	同	同	同
七十	上	上			上	上	上	上	上	上
\mathcal{O}										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

11 同 上

、機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任、

第三十二条の二

同

上

権利の行使、 する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する 条第一項の規定の例による納入の告知、 収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六 第二十二条第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴

同

法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問 及び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索 第二十二条第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収

に捜索を除く。)

他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並び

国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その

同法第四十二条において準用

四 ~ 九 同 上

2 { 4 同

2 { 4

[~ 九

物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索

査及び提示又は提出の要求

同法第百四十一条の二の規定による

改正) 、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部

第七十二条 (平成十九年法律第百三十一号) の一部を次のように改正する。 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第十六条 以下「機構」という。)に行わせるものとする。 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、 日本年金機構

一<=</p>
一

<

項の規定の例による納入の告知、 生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、 法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一 法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係 出の要求、 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保 国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚 物件の留置き並びに捜索を除く。) 同法第四十二条において準用する民 検査及び提示又は

法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 及び提示又は提出の要求、 和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険 同法第百四十一条の二の規定による物件の 検査 (昭

留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索

2 { 4

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には た者は、 五十万円以下の罰金に処する。 当 「該違反行為をし

四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、 の陳述をしたとき。 法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険 又は偽り

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第十六条 同 上

同

を除く。) 生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに捜索 行使、 項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民 る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一 法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係 法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険 国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚

Ŧi. 和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及び検 法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭 査並びに同法第百四十二条の規定による捜索 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険

同 上

2 { 4 同 上

(罰則

第二十五条 処する。 次の各号の いずれかに該当する者は、 五十万円以下 . О 罰 金に

四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、 法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収 陳述をした者 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険 又は偽り 法第百

- 四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険
- の他の物件を提示し、若しくは提出したとき。
 がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類そ四十一条の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険二

の支給に関する法律の一部改正)(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金)

のように改正する。
る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)の一部を次第七十三条
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

以下「機構」という。)に行わせるものとする。第十二条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構

省 略

- 求、物件の留置き並びに捜索を除く。)

 「第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険」
 「第六条第二項の規定によりその例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十二条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十二条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十二条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十六条及び国民年金法第九十五条の規定により国税徴収の例に法第八十九条及び国民年金法第九十五条の規定により国税徴収の例に法第八十九条及び国民年金法第九十五条の規定により国税徴収の例によるものとされる厚生年金保険
- 条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第百四十一のとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一法第八十九条及び国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険

検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

第十三条 同 上

- 条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜のとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一法第八十九条及び国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険三 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険

る捜索条の二の規定による物件の留置き並びに同法第百四十二条の規定によ

四·五 省

2 5 4 省 略

(罰)

た|者は、三十万円以下の罰金に処する。| 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をし

職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。その例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による徴収る厚生年金保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりそ及び第三号において同じ。)の規定によりその例によるものとされ第六条第二項(附則第二条第一項において準用する場合を含む。次

又は忌避したとき。 のとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、のとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第百二号)の一部を次のように改正する。第七十四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律

機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第

(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第八号及び定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(四十一条) 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三十八条の規

索

四·五 同 上

2 4 同 上

(罰則)

に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者のとされる国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問保険法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によ号において同じ。)の規定によりその例によるものとされる厚生年金第六条第二項(附則第二条第一項において準用する場合を含む。次

長衛書頂が是示した皆若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をしたおしくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をしたのとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、法第八十九条又は国民年金法第九十五条の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険一 第六条第二項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険

帳簿書類を提示した者

第四十一条 同上

第九号に掲げる権限は、 厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない

他 収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六第三十一条第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴 する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する 条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用 又は提出の要求、 の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問 利の行使、 国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その 物件の留置き並びに捜索を除く。 検査及び提

五. 件の 検査及び提示又は提出の要求、 第三十一条第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収 (昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問 留置き並びに同法第百四十二条の規定による捜索 同法第百四十一条の二の規定による

六~十一 省

2 { 4

律の一部改正) 、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

第七十五条 関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

利 用範 囲

第九条

2 • 3

条の二の三第十六項、 特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、 三十七条の十四第三十四項、 二十九条の二第六項若しくは第七項、 五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、 七条第一項、 四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第百九十 第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一 国税通則法 第七十条の二の二第十九項若しくは第七十 (昭和三十七年法律第六十六号) 第七 第三十七条の十一の三第七項、 所得税法 (昭和四十 租税 第第

同

に捜索を除く。) 他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並び 権利の行使、 する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する 条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用 収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六 第三十一条第一項の規定により国税徴収の例によるものとされる徴 国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その

Ŧī. 及び検査並びに同法第百四十二条の規定による捜索 法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問 第三十一条第一項の規定によりその例によるものとされる国税徴収

六~十一 上

2 { 4 同 上 同

第九条 2 同

五号) 第二十七条、 条の二の三第十六項、 二十九条の二 特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、 項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十 七条第一項、 三十七条の十四第三十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは |条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第 第六項若しくは第七項、 第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七 項、 第七十条の二の二第十七項若しくは第七十 第三十七条の十一の三第七項、 (昭和四十 第百九 租税 第 第

うために必要な限度で個人番号を利用することができる。 他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行 理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の 団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処 平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他 雇 公共団体、 の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、 税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な 法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、 又は一部の委託を受けた者も、 独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共 同様とする。 当該事務の全 地方

公共団体、

平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他

の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方

独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共

課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な

年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、

6 略

5 • 6

同

部又は一部の委託を受けた者も、

同様とする。

うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

当該事務の全 当該事務を行

他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、

理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の 団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処

産業競争力強化法の 部改正)

第七十六条 産業競争力強化法の一 部 :を次のように改正する。

実施指針

第二十一条の十三 省

実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 う。 成長発展事業適応(第二条第十二項第一号に該当する事業適応をい 以下この号において同じ。)にあっては、次に掲げる事項

イ~ニ

う。以下この号及び第二十 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をい 次に掲げる事項 条の二十八において同じ。)にあっては

イ〜ニ 省 略

省 略

3 5 5 省 略

(課税の特例)

第二十一条の二十八

第二十一条の十三 同

上

2 同上

う。以下この号及び第二十 っては、次に掲げる事項 成長発展事業適応(第二条第十二項第一号に該当する事業適応をい 一条の二十八第一項において同じ。)にあ

二 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をい う。以下この号及び第二十 っては、次に掲げる事項 条の二 八第一 |項において同じ。)にあ

イ~ニ 同 上

同 上

3 5 5 同 上

(課税の特例

第二十一条の二十八 適応 (経済社会情勢の著し 認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業 V 変化に対応して行うものとして主務大臣が

律の一部改正)(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法

する。

関する法律の一部を次のように改正する。第七十七条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に

(印紙犯罪処罰法等の一部改正)

一項及び第三項十九項及び第二十九項並びに第九十条の七第十九条第二十五項、第二十七項及び第二十九項並びに第九十条の七第、第八十七条の六第十六項、第八十七条の八第六項及び第四項、第二項、第三項及び第四項、第七十条の十三第一項、第三項及び第四項、第七十条の十三第一項、第三項及び第四項、第七十条の十三第一項、第三項及び第四項、第二十六号)第四十二条の三第〜六 省 略

八~三十三 省 略

罰則に関する経過措置)

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。よりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定に第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定

2 租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものと 2 認定事業適応事業者について特別の措置を講ざるものとする。 上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合上の事業適応事業適応を実施するものとして主務大臣が定める基準に適合は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアがでに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアがでに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアがでに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアがでに当該は製作した機械及び装置、器具及び備品がでにソフトウェアがでに当該は製作した機械及び装置、器具及び備品がでに入っている。

(印紙犯罪処罰法等の一部改正)

第百八十四条 同上

一~六 同 上

第三項第二十七項及び第二十九項並びに第九十条の七第一項及び二十五項、第二十七項及び第二十九項並びに第九十条の七第一項及び第四項、第十十条の八第六項及び第七項、第八十九条第一項、第三項及び第四項、第七十条の十三第一項及び第三項、第八十二条の三第七、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の三第七、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十二条の三第七、

八~三十三 同 上

(政令への委任)

経過措置は、政令で定める。 第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な